

全国児童福祉主管課長

・子育て応援特別手当関係課長会議

平成21年2月27日（金）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

対象児童数を5,000人に拡充するとともに、実施要件を緩和し、家庭的保育事業の取り組みの拡大を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

〈主な改正点〉

① 事業対象自治体

待機児童がいる自治体のみならず、すべての自治体で実施可能とする。

② 家庭的保育支援者の要件緩和

従来の家庭的保育者6人以上に家庭的保育支援者1人の配置から、3人以上に1人の配置に緩和する。

③ 連携保育所の要件緩和

家庭的保育者への支援等を行う連携保育所について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設についても対象とする。

（2）病児・病後児保育事業について

① 補助方式の変更について

「病児・病後児保育事業」については、これまで利用実績にかかわらず定額の国庫補助を行ってきたところであるが、今後は、実施施設における利用実績に応じた国庫補助とし、利用者ニーズへの対応や経営の安定を図ることとしたので、積極的な取り組みをお願いします。

② 利用料について

本事業に係る利用料については、これまで事業費の2分の1相当の額が適当であると周知しているところであるが、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、減免分についても国庫補助することとしているので、適切な利用料の設定を行っていただくよう管内市町村及び実施施設への周知方をお願いします。

③ 体調不良児対応型の実施要件について

体調不良児対応型においては、予算の効率的配分の観点から、実施要綱に定める要件のほか、採択基準（国庫補助を受けるための要件）を別途定めているところであるが、平成21年度の採択基準については、次のいずれかの要件を満たす実施施設を補助対象とするので、ご留意願いたい。

<補助の要件>

- ① 看護師（保健師・助産師・准看護師を含む）を常時2名以上配置している保育所
- ② 延長保育を2時間以上実施している保育所
- ③ 夜間保育所
- ④ へき地（山間地・離島・過疎地）に所在する保育所
- ⑤ 平成19年度経過措置分（旧自園型実施保育所）

注1 次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年11月28日雇児発第1128003号通知）に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所

注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であつて、市町村が適当と認める保育所

注3 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所

注4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第143号）第13条の2第1項の規定による特地勤務手当の支給を受けている官署（人事院規則9-55別表）から半径4km以内に所在する保育所

（3）一時預かり事業について

一時預かり事業（旧：一時保育促進事業）については、これまでも予算補助事業として、実施の促進に努めてきたところであるが、今般、改正児童福祉法により、平成21年4月1日から児童福祉法に基づく事業として施行されることとなったところである。

具体的な運用については、事業開始に伴う届出事項や事業実施に関する必要な基準を設けるとともに、第2種社会福祉事業として位置づけ、さらなる普及促進を図ることとしている。（関連資料7（334頁））

実施主体については、多様な主体による取り組みを促進していくため、特に制限は設けておらず、これまでの保育所における実施に加えて、地域子育て支援拠点や商業施設内など様々な場所で事業展開されることが期待される。

このため、一時預かり事業にかかる国庫補助については、別紙のとおり3類型に区分することとしており、保育対策等促進事業費補助金により補助することとしているので、ご承知おき願いたい。（関連資料6（333頁））